

議案第11号

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成23年6月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（平成17年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」とい

う。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(指定管理者による管理)</u></p> <p><u>第3条 知事は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、</u> <u>法人その他の団体であって知事が指定するもの（以下「指定管理</u> <u>者」という。）に、自然歴史館に係る次に掲げる業務を行わせる</u> <u>ものとする。</u></p> <p><u>(1) 自然歴史館の施設設備の維持管理に関する業務</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げるもののほか、自然歴史館の管理に関する業務</u> <u>のうち、知事のみの特権に属する事務を除く業務</u></p> <p><u>(指定管理者の管理の期間)</u></p> <p><u>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規</u> <u>定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日</u></p> | |

(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から5年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(開館時間及び休館日)

第5条 自然歴史館の開館時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 自然歴史館の休館日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

3 前2項の規定にかかわらず、知事から指示があった場合又は知事の承認があった場合には、指定管理者は、第1項の開館時間及び前項の休館日を臨時に変更することができる。

(行為の制限等)

第6条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事の承認を得て指定管理者が定める行為

2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退

(行為の制限等)

第3条 自然歴史館においては、次の行為をしてはならない。

(1)～(4) 略

(5) その他知事が別に定める行為

2 知事は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、自然歴史館の利用を拒み、又は自然歴史館からの退去を命

去を命ずることができる。

(措置命令)

第7条 指定管理者は、自然歴史館の適正な管理を円るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関し必要な事項は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第8条に規定する協定で定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。

ずることができる。

(措置命令)

第4条 知事は、自然歴史館の適正な管理を円るため必要があると認めるときは、自然歴史館を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。

(権限の委任)

第5条 第3条第2項及び前条に規定する知事の権限は、自然歴史館の館長に委任する。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、自然歴史館の管理に関する事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県立自然歴史館の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定による指定及び新条例第5条又は第6条第1項第5号の規定による承認並びにこれらに関し必要な手続その他新条例を施行するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日前にされた改正前の鳥取県立大山自然歴史館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による退去命令又は旧条例第4条の規定による措置命令は、それぞれ新条例第6条第2項の規定による退去命令又は新条例第7条の規定による措置命令とみなす。